

# 笠間市行政手続条例の一部を改正する条例（案）の概要について

笠間市総務部総務課文書法制グループ

## 1 笠間市行政手続条例について

行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が住民にとって明らかであるということを用いる。）の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資するために、処分、行政指導及び届出に関する手続を定めたものです。

## 2 笠間市行政手続条例の改正の理由

行政手続法が改正され、平成27年4月1日から施行されます。

改正法では、処分等に関する手続について国民の権利利益の保護の充実を図るため、法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求めることができる制度や、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる制度等が新設されました。

この改正を踏まえて、笠間市行政手続条例についても必要な改正を行うものであります。

## 3 笠間市行政手続条例の一部を改正する条例（案）の概要

### （1）行政指導をする際に根拠等を示す義務 【条例第33条第2項】

許認可をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示して行政指導をする場合に、行政指導に携わる者は、その根拠となる法令等の条項、当該条項に規定する要件及び権限の行使がその要件に適合する理由を示さなければならない。

### （2）行政指導の中止等の求め 【条例第35条】

法律・条例に違反する行為の是正を求める行政指導を受けた者が、その行政指導が当該法律・条例に規定する要件に該当しないと思う場合は、中止等を求める申出をすることができる。また、この申出を受けた市の機関は、必要な調査を行い、要件に適合しない場合は、中止等の措置をとらなければならない。

### （3）処分等の求め 【条例第36条】

法令等に違反する事実を発見した場合、市の機関等に対し、その是正のための処分や行政指導を行うことを申し出ることができる。また、この申出を受けた市の機関等は、調査を行い、必要に応じ是正のため処分や行政指導を行わなければならない。

## 4 笠間市行政手続条例の一部を改正する条例（案）の施行日

平成27年4月1日（行政手続法改正と同日）